

県自然環境保全地域  
・ 緑地環境保全地域  
許可申請・届出案内



令和8年4月  
仙台市環境共生課

## 1 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域とは

自然環境の保全に努めることで、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、優れた自然環境を維持している地域について、自然環境保全条例（昭和47年7月15日宮城県条例第25号）に基づき「県自然環境保全地域」が指定されています。

また、同条例では、自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域が「緑地環境保全地域」として指定されています。

県自然環境保全地域・緑地環境保全地域においては、一定の行為が規制されています。同条例で定める行為を行う際には、区域や行為内容に応じて許可申請や届出を行う必要があります。

※令和8年4月1日より、仙台市内における行為許可等の申請先は仙台市に変更されています。

	概要	行為規制	
県自然環境保全地域	次のいずれかに該当し、その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域 ①高山性、亜高山性植生を有する森林 ②極盛相に近いすぐれた天然林 ③特異な地形、地質 ④極めて豊かな生態系を保っている湿原、湖沼、海浜 ⑤特定の植物群落地、野生動物の生息地等	特別地区	各種行為は一定の基準に合致するもののみ許可
		野生動植物保護地区	特定の野生動植物の捕獲、採取は原則禁止
		普通地区	各種行為は届出
緑地環境保全地域	県自然環境保全地域以外の区域で次のいずれかに該当し、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域 ①都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる樹林地、池沼 ②都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、丘陵等 ③地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域	各種行為は届出	

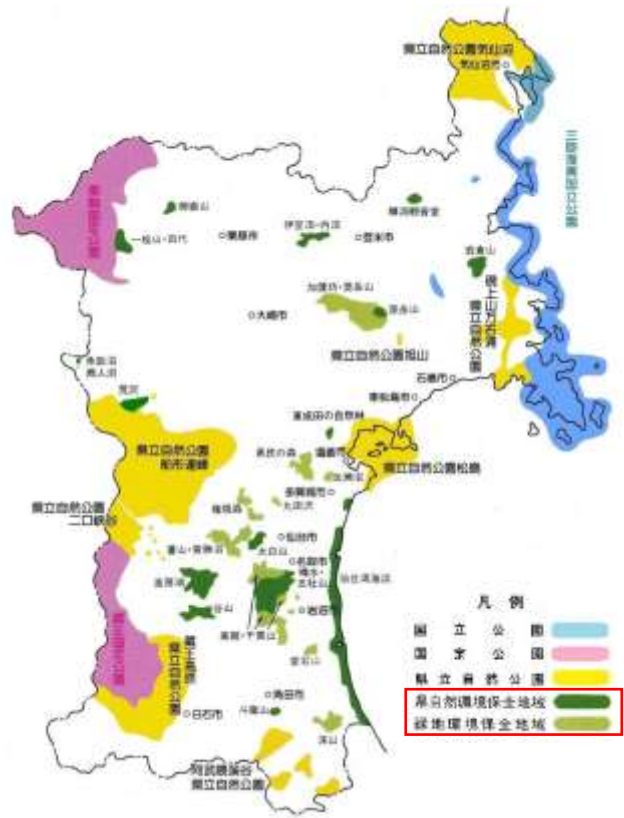
## 2 指定の状況

宮城県内全域では、

- (1) 県自然環境保全地域 16 地域・約 8,600 ha
  - (2) 緑地環境保全地域 11 地域・約 11,000 ha
- が指定されています。

うち仙台市内の指定状況は以下のとおりです。

区分	名称	地区※
県自然環境 保全地域	仙台湾海浜	普通地区
	太白山	普通地区
緑地環境 保全地域	蕃山・斎勝沼	
	県民の森	
	丸田沢	
	権現森緑地	
	高館・千貫山	



※仙台市内に特別保護地区、野生動植物保護地区はありません。

※国立公園（水色）、国定公園（桃色）、市外の県立自然公園（黄色）は、宮城県の[自然公園内の許可申請・届出ページ](#)をご覧ください。

※市内の県立自然公園（黄色）は、県立自然公園の許可・届出ページをご覧ください。

指定地域のおおよその所在は以下のページで確認できます。

宮城県森林情報提供システム <https://fgis-pref-miyagi.jp/index.html>

※利用上の注意

同サービスは正確な区域を証明するものではありません。行為予定の箇所が指定区域の境界付近に位置する場合などの場合は、必ず窓口に備え付けの図面をご確認下さい。

(参考) 特別保護地区、野生動植物保護地区（ともに市外のみ）について

- ・「樽水・五社山（名取市、村田町）」「御嶽山（栗原市）」「一桧山・田代（栗原市、大崎市）」「鱒淵観音堂（登米市）」「魚取沼（加美町）」「翁倉山（石巻市、登米市）」「斗蔵山（角田市）」「東成田の自然林（大郷町）」については、特別地区を含む県自然環境保全地域です。
- ・「御嶽山」はアズマシャクナゲ、「魚取沼」はテツギョの野生動植物保護地区に指定されています。

### 3 規制の対象となる行為

該当地域内で行われる以下の行為については、その区分に応じて許可又は届出が必要です。

規制内容	県自然環境保全地域			緑地環境 保全地域
	特別地区	野生動植物 保護地区	普通地区	
1 工作物の新築・改築・増築	◎	◎	○ ※1	○ ※1
2 宅地造成、車道開設、土地開墾その他土地の形質変更	◎	◎	○	○
3 鉱物掘採、土石採取	◎	◎	○	○
4 水面の埋め立て、干拓	◎	◎	○	○
5 河川、湖沼、湿原等の水位等増減	◎	◎	○	—
6 木竹の伐採	◎	◎	—	—
7 木竹の損傷	◎ ※2	◎ ※2	—	—
8 植物の植栽、種子の播種	◎ ※3	◎ ※3	—	—
9 動物を放つ行為	◎ ※3	◎ ※3	—	—
10 湖沼、湿原及び周辺1 km における汚排水の排出	◎ ※2	◎ ※2	—	—
11 車馬、動力船の使用、航空機の着陸	◎ ※2	◎ ※2	—	—
12 野生動植物の捕獲、殺傷、採取もしくは損傷	—	◎ (原則不可)	—	—

◎…許可、○…届出。

現時点で仙台市内に県自然環境保全地域の特別地区・野生動植物保護地区はありません。

※1 基準を超える行為に限る。

建築物：高さ10m又は床面積合計200㎡、道路：幅員2m、鉄塔、煙突、電柱等：高さ30m  
ダム：高さ20m、送水管、ガス管等：長さ200m又は水平投影面積200㎡、  
その他工作物：高さ10m又は水平投影面積200㎡。  
条例第21条（同施行規則第16条）及び条例第26条（同施行規則第21条）参照。

※2 知事が指定する区域内において行われる行為に限る。

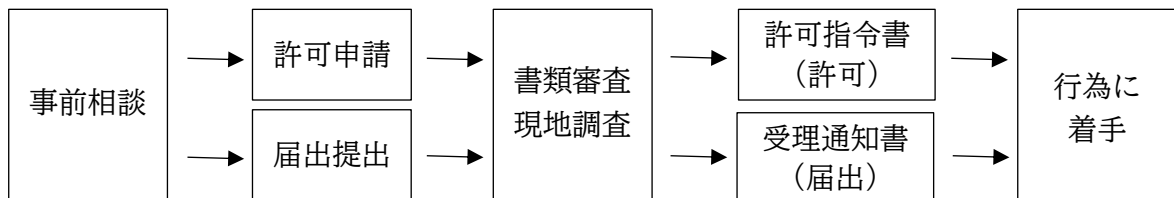
※3 知事が指定する区域内において、知事が指定する動植物に関して行われる行為に限る。

## 4 許可申請・届出の手続き

事前相談の上、行為の着手予定日より30日以上前に、仙台市環境共生課へ必要な書類を提出してください。

許可の前に行為着手はできません。また、届出の場合でも、届出の日から30日間を経過するまでは行為に着手できませんので御注意ください。

### 【手続きの流れ】



許可の標準処理期間・届出の実施制限 (30日) (不備是正日が起点)

### 【提出書類】

#### (1) 申請書 又は 届出書 (押印不要)

様式は仙台市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kankyokehatsu/download/bunyabetsu/kankyo/kankyohozen/kankyohozentiiki.html>

#### (2) 添付書類 (※ 行為の内容によって省略できる図面もあります)

##### ①位置図 (縮尺 1/25,000 以上)

行為の場所を示した国土地理院発行地図、各市町村管内図等の地形図。

##### ②概況図 (縮尺 1/5,000 以上) 及びカラー写真

地図上に行為地と周辺の状況がわかるように記した図面 (見取り図でも可。周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの。)、及び、行為地の全体が見渡せて行為地の状況 (林相、現況施設等) が分かるカラー写真

##### ③行為の施行方法を明らかにした図面 (縮尺 1/1,000 以上)

平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図 (立面図に彩色したものでも可)

##### ④行為終了後の地形及び植生の復元計画を明らかにした図面 (縮尺 1/1,000 以上)

行為終了後における行為地及びその付近の修景・植栽・緑化計画平面図等 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示)

##### ⑤その他参考となる資料 (案件により次の書類を提示・提出していただく場合があります)

例：行為の施行方法の表示に必要な図面 (構造図等) など

土地・建物面積積算表、土量計算書など

土地登記簿謄本、土地使用承諾書など

他法令に基づく申請書・許可書等の写し

### 【提出方法】

原則として表紙に記載の担当課まで1部を持参ください (簡易な修正をその場で行うため。返却しませんので必要な控は申請者で保管ください)。

事前協議が終了したものは郵送や電子申請 (<https://logoform.jp/f/7xH42>) による



電子申請

提出も可能です。

## 5 許可等の基準や注意点

### 【許可に関すること】

- ・ 許可基準は、自然環境保全条例施行規則（昭和 50 年 宮城県規則第 68 号）をご覧ください。  
（宮城県例規集 <https://kra700.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>）
- ・ 許可基準を満たさないものは許可することができません。行為の内容が基準に適合したものとなるよう事前に事業計画をご検討ください。

### 【届出に関すること】

- ・ 届出行為においても、自然環境への影響を可能な限り低減できるよう、許可基準も参考に事業計画を検討するとともに、自然環境を損なう大規模な開発等はお控えください。
- ・ 措置命令等（禁止、制限、措置）  
届出に係る行為の内容が下記の事項に該当する場合は、「自然環境の保全のために必要がある」と判断し、届出に係る行為の禁止、制限又は必要な措置を執るべき旨を命ずることがあります。
  - 1) 環境保全地域として指定した主要因を含むこととなる地域の自然環境を損なう恐れのある行為の場合
  - 2) 希少種、分布限界種等の貴重な植生、植物を有する地域及び希少種、分布限界等の貴重な動物の生息する地域の自然環境を損なう恐れのある行為の場合